

平成 1 8 年 2 月 2 7 日

大阪市長 關 淳 一 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 南 川 諦 弘

大阪市個人情報保護条例第 4 3 条に基づく不服
申立てについて（答申）

平成 1 5 年 1 2 月 1 0 日付け大都島総第 1 7 2 号をもって諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 1 5 年 1 0 月 7 日付け大都島総第 1 5 3 号により行った部分開示決定において非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分について開示すべきである。

実施機関のその余の判断は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 1 5 年 8 月 2 9 日、大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 1 7 年大阪市条例第 4 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第 1 9 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「平成 7 年から請求日に至るまでの請求人に係るすべての障害者ケース記録票」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 部分開示決定

実施機関は、本件請求に係る個人情報が記録されている公文書として、「平成 7 年から請求日に至るまでの請求人に係るすべての障害者ケース記録票」（以下「本件ケース記録票」という。）を特定した上で、本件ケース記録票について、一部を開示しない理由を次のとおり付して、旧条例第 2 0 条第 1 項に基づき、平

成 15 年 10 月 7 日付け大都島総第 153 号により部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

記

「旧条例第 17 条第 2 号、第 5 号に該当

（説明）

本市機関が行った、評価等に当たる部分について開示した場合、請求人との信頼関係が損なわれ、今後の支援等に支障を及ぼすおそれがあり、作成者が正確な情報を記録できなくなる等、事務の適正な執行に支障を生じるおそれがあるため。

旧条例第 17 条第 3 号、第 5 号に該当

（説明）

本市以外の関係機関の担当者名及び連絡先を開示することにより、当該第三者のプライバシーが害され、当該第三者が不利益を被るおそれがあり、また今後事務事業実施のために必要な関係者の理解、協力が得にくくなり、事務を行う上で、適正な執行に著しく支障が生じるおそれがあるため。

旧条例第 17 条第 2 号、第 5 号に該当

（説明）

本市以外の関係機関から収集した情報にあたる部分を開示することにより信頼関係が損なわれ、今後事務事業実施のために必要な関係者の理解、協力が得にくくなり、今後同種の事務を行う上で、適正な執行に著しく支障が生じるおそれがあるため。

旧条例第 17 条第 3 号に該当

（説明）

個人である第三者に関する部分については、開示することにより、当該第三者のプライバシーが害され、当該第三者が不利益を被るおそれがあるため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 15 年 11 月 17 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

第 3 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件ケース記録票は、知的障害者に対する支援事務の一貫として相談援助事務の執行に当たり当該事務主管課（以下「主管課」という。）が作成、保有しているものであり、主管課の担当者が指導・相談等を行った際の相談者（知的障害者本人及びその家族）の主訴、これに対する主管課を含む本市機関の率直な評価・判定・所見及び知的障害者本人の生活状況や成育歴など療育の参考となる事項が詳細に記載されており、また、密接に連携しつつ支援活動を行う本市以外の関係機関から収集された二次的な情報も記載されている。

したがって、本件ケース記録票の開示は、担当者による業務遂行上の率直な評価・判定・所見等の記載を躊躇させ、結果として、本件ケース記録票の指導援助記録としての機能の著しい低下を招くとともに、本市以外の関係機関との協力関係を損なうなど反復継続される支援事務の適正な遂行に重大な支障を来すおそれがある。

- 2 また、本件ケース記録票には、異議申立人以外の第三者である個人に関する情報や本市以外の関係機関の担当者の氏名等が、当該担当者の意見、所見等とともに記載されているところ、これらを開示することにより当該第三者が不利益を被るおそれや、事務事業の遂行上必要な関係者の理解、協力が得にくくなるなど反復継続される支援事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本件決定は、条例第17条第2号、第3号及び第5号の趣旨をふまえた公正妥当なものである。

第4 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、率直な評価や所見を記載したものを開示すると、当事者との信頼関係を損なう旨主張しているが、全くその逆である。問題なのは、担当者が「気分を悪くするので見せたくない。」といったように、その内容表現の仕方であり、信頼関係を回復するためにも直ちに全部の開示を行うべきである。
- 2 関係機関から収集した情報の開示に関して、一部の関係機関（第三者）に問い合わせたところ、別に隠す必要はなく、疑問なところはいつでも説明できる用意があるとの回答を得ており、実施機関の主張する支障は杞憂に過ぎない。
- 3 「個人である第三者に関する部分」等であると思われるのに、一部、開示されている部分もあり、整合性がない。

なお、障害等級の変更に関わり、実施機関が本件ケース記録票を社会保険庁の審査官に渡したために、審査官から未だ回復し得ない辱めを受けた。今後かかる事態を招くことのないよう、実施機関は注意すべきである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 知的障害者に対する支援事務及び本件請求に係る保有個人情報について

- (1) 知的障害者福祉法第9条は、市町村の業務として、① 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。② 知的障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。③ 知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと、と定めている。

主管課においては、同法に基づき知的障害者に対する支援事務を行っており、当該支援事務の一貫として相談援助事務を行っている。その過程では、医学的、心理学的又は職能的な専門的判定が必要と認められる場合、施設への入所が必要と認められる場合、学校、職業安定所、医療機関その他の機関への紹介を必要とする場合、又は経済的援助を必要とする場合などさまざまなケースが想定

され、これらの関係機関と密接に連携しつつ指導、援助を行っている。

- (2) 本件請求に係る保有個人情報、「平成7年から請求日に至るまでの請求人に係るすべての障害者ケース記録票」であり、実施機関は当該保有個人情報が記録されている公文書として、本件ケース記録票を特定した。

ケース記録票は、相談者の来所等を契機に作成される知的障害者指導台帳に追加して作成されるもので、相談援助業務の執行に当たり一貫した相談、援助等を可能とするよう、担当者が指導、相談等を行った場合に、相談者の主訴、指導、調査経過、成育歴等、療育の参考となる事項を記録するものであり、本件においても相談経過に伴い具体の経過や指導内容等が記載されている。

なお、本件ケース記録票において非開示とされている部分は次の部分である。

- ① 本市機関以外の関係機関の担当者（以下「関係機関担当者」という。）の氏名及び補職
- ② 個人である第三者に関する部分（関係機関担当者を除く関係者の氏名、連絡先、住所地、年齢、性別、勤務状況、発言、行動、意向、本市職員の所見）
- ③ 本市機関が行った評価等に当たる部分
- ④ 本市機関以外の関係機関から収集した情報に当たる部分

ただし、①から④までに掲げる情報であっても開示請求者本人が知っていることが明らかである部分については本件決定において既に開示しているところである。

3 争点

実施機関は、本件保有個人情報が旧条例第17条第2号、第3号及び第5号に該当するとして部分開示決定を行ったものであるが、異議申立人は、この決定を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示すべきであるとして争っている。

ところで、旧条例第17条各号を理由として非開示とした処分は、条例附則第3項の規定により、条例第19条各号を理由として非開示とした処分とみなされる。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件保有個人情報の条例第19条第2号及び第6号該当性の問題である。

4 条例第19条第2号該当性について

- (1) 条例第19条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であつ

て、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に開示しないことができると規定しているが、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、条例第 19 条第 2 号本文に該当する場合であっても、開示しなければならない旨規定している。

ここで、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報のほか、異議申立人が当事者として保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解される。

- (2) 前記 2 (2) に掲げる情報のうち、本号該当性が問題となる情報は、①及び②である。そこで、まず、本号本文該当性を、個別に検討する。

ア 「関係機関担当者の氏名、補職及び関係者の氏名」について

上記各情報は、当該情報そのものにより、又は、他の情報と照合することにより、関係機関担当者又は関係者を識別することができる情報であることは明らかである。

イ 「関係者の住所地、年齢、性別、勤務状況及び同人に対する本市職員の所見」について

本審議会が見分したところ、上記各情報は、担当者が関係者であるガイドヘルパー等を伴い異議申立人宅を訪れ、面談した際の記録であることが認められ、当該ガイドヘルパーの「氏名」については当然異議申立人も了知していることから、既に本件決定において開示されているところである。

したがって、本件ケース記録票に記載されている関係者の「住所地、年齢、性別、勤務状況及び同人に対する本市職員の所見」は、「当該情報に含まれる氏名…により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」情報

であると認められる。

ウ 「関係者の発言、行動、意向、これに対する本市職員の所見及び連絡先」について

本件ケース記録票は、前記のように、相談者の来所等に応じ、担当者が相談、指導を行った場合や相談を受けて関係機関との連絡調整を行った場合に作成される相談記録であることから、その性質上、記載されている関係者が限られており、上記各情報については、そのいずれか一つの情報であっても、当該情報そのものにより、又は、他の情報と照合することにより、当該関係者を識別することができる情報であると認められる。

よって、上記(2)アからウまでに掲げる保有個人情報、いずれも条例第19条第2号本文に該当する。

- (3) 次に、上記(2)アからウまでに掲げる情報が、条例第19条第2号ただし書により、例外的に開示すべきものとされている情報に該当するかどうかについて検討する。

上記(2)イに掲げる情報のうち、別表中1に記載の異議申立人と面談したガイドヘルパーの「性別」については、異議申立人も当然了知しているであろうから、本号ただし書「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると認められるので、開示すべきである。

上記(2)アからウまでに掲げる情報のうち、「性別」を除くその余の情報については、その内容からみて、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、上記(2)アからウまでに掲げる情報のうち別表中1に記載の「性別」を除くその余の情報については、条例第19条第2号に該当すると認められるが、別表中1に記載の「性別」については同号に該当するとは認められない。

5 条例第19条第6号該当性について

- (1) 条例第19条第6号は、本市の機関等が行う事務又事業の目的を達成し、その公正、円滑な遂行を確保するため、「本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の

性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に個人の評価、診断等に係る事務に関しては、「ウ 個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

- (2) 本件ケース記録票は、前記のように、相談者の来所等に応じ、担当者が相談、指導を行った場合や、相談を受けて関係機関との連絡調整等を行った場合に作成される相談記録であり、本件ケース記録票を使用して遂行される知的障害者に対する相談援助事務が、同号ウの「個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務」に該当することは明らかである。

加えて、本号に該当することを理由に非開示とした実施機関の判断が妥当であるというためには、非開示部分を開示することにより、「当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」が具体的に認められなければならない。

- (3) 前記 2 (2) に掲げる情報のうち、本号該当性が問題となる情報は、③及び④である。このうち③に掲げる情報について、本件ケース記録票を本審議会が実際に見分したところ、その性質上、次のアからウまでに掲げる情報に分類されるので、以下、同分類ごとに、上記の支障が認められるかどうかについて、個別に検討する。

ア 「本市職員が行った評価、判定及び所見を記載した部分（ただし、開示請求者本人が知っていることが明らかである部分を除く。）」について

この部分は、本市職員が、相談者に関する担当事務を遂行するに当たって行った評価、判定及び所見を記載した部分である。

実施機関の主張によると、相談援助業務においては、相談者が置かれている状況を的確に把握し一貫した指導援助活動を行うために、担当者は相談者から聴取した内容や、主管課以外の本市機関を含む関係機関から聴取した内容を、当該担当者の判断に基づき取捨選択した上、評価、所見を加えて要約し、今後の指導援助活動に資する情報としてケース記録票に記載するとされている。

本件異議申立人は、主管課の実施する知的障害者に対する指導援助活動の対象者（以下「ケース対象者」という。）であり、単独で、又は家族とともに

に相談に訪れていることが認められ、本件ケース記録票には、担当者の、異議申立人及びその家族に対する面接時の率直な評価、所見のほか、指導、援助の過程で上記関係機関から収集した情報を踏まえた異議申立人及びその家族を取り巻く状況に対する率直な評価、所見が記載されていることがうかがえる。指導援助活動において、ケース対象者又は家族が一方的に受け身の立場に置かれるのではなく、援助者である主管課と相互に認識を共有し、協働しつつ進められることが望ましいことは言うまでもないが、このような率直な評価、所見等の記載は当事者の予想と異なる場合もあり得ることからすれば、開示することによって誤解や不信感、感情的な反発を生じさせ、担当者との信頼関係が損なわれることとなり、今後の指導援助活動に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、主管課以外の本市機関とは、心身障害者リハビリテーションセンター相談課（通称、は一とふるぷらざ。療育手帳の交付に当たり、知的障害者の等級判定を行う機関）や中央授産場であり、担当者は、指導、援助の過程で、これらの本市機関から収集した異議申立人及びその家族に対する評価、判定（判定見込みを含む。）又は当該施設での生活状況等に対する所見についても、必要に応じて記載していることがうかがえる。これらの情報は、各機関の判定員等が一定の専門的見地から行った評価、判定等であるところ、主管課は異議申立人に対する指導、援助の必要から二次的に保有している立場であり、これらを注釈なしに開示するならば、異議申立人及びその家族と他の本市機関との信頼関係を損ない、当該他の本市機関の事務又は事業の遂行に支障を生じるおそれが否定できない。

さらに、ケース記録票に記載された評価、判定及び所見に当たる部分の開示が前提となると、担当者が上記のような各支障を危惧するあまり、正確かつ率直な記載を躊躇し、特筆事項を記載しないなど、本件ケース記録票の指導援助記録としての機能を著しく低下させ、本件ケースのみならず反復継続する今後の支援事務の適正な遂行に看過し得ない支障が生じるおそれがある。

以上の点を考慮すれば、本市職員が行った評価、判定及び所見については、開示請求者が明らかに知っている部分を除き、条例第19条第6号に該当すると認められる。

イ 「本市機関又は本市職員の指導方針及び採ることとした措置等に当たる部分（ただし、開示請求者本人が知っていることが明らかである部分を除く。）」

について

この部分は、アの評価、判定等に基づき、主管課を含む本市機関又は本市職員の指導方針及び採ることとした措置等にあたる部分である。

これらは、本市機関又は本市職員がその専門的見地から事実を把握、認識し、これに対する評価等を加えた上で裁量的に決定したケース対象者に対する指導方針ないし措置であるところ、一般的に、これらの指導方針及び措置は、必ずしもケース対象者又は家族の希望に沿ったものであるとは限らず、また、ケース対象者と家族の意向が合致しないこともままあり得るところである。

このような場合、担当者が当事者の希望と異なる指導方針や措置を伝えるに当たっては、その理解、協力を得るためにケース記録票の記載とは異なる婉曲な表現を用いるなど慎重を期することが十分に予想される。

以上のような観点から、本件ケース記録票を見分したところ、当該ケース記録票には指導方針及び措置の内容又はこれらの決定に至る関係機関との調整の経過が率直かつ詳細に記載されていることが認められ、このような状況の下、これらを開示すると、異議申立人又はその家族の誤解や不信感、無用の反発を招く事態が相当程度予想され、今後の指導援助活動の円滑な遂行に支障を生じるおそれがある。

また、上記アのとおり、ケース記録票の記載の形骸化による指導援助記録としての機能低下も懸念される。

一方、別表中 11 及び 12 に掲げる部分については、本審議会が見分したところ、ごく当面の措置についての担当者の覚書又は備忘録といった内容であることが認められ、当該担当者の指導方針及び措置の要素は否定できないが、上記のような基本的な指導方針及び当該方針に基づく継続的な措置とはその性質を異にするものであると解され、その内容からすれば、これを開示することにより、直ちに上記のような支障が生じるとは認められない。

よって、本市機関又は本市職員の指導方針及び採ることとした措置に当たる部分については、開示請求者本人が知っていることが明らかである部分を除き、条例第 19 条第 6 号に該当すると認められるが、別表中 11 及び 12 に掲げる当面の措置についての覚書に当たる部分については、同号に該当するとは認められない。

ウ 「本市職員が認識した客観的事実を記載した部分」について

この部分は、本市職員が面接時に認識した異議申立人又は同席する家族の様子及び家族の陳述を通じて把握又は認識した異議申立人の様子を記載した部分であり、別表中 2 ないし 10、13 ないし 15 に掲げる部分がこれに該当する。

本審議会が、本件ケース記録票を見分したところ、これらの記載自体は、評価や所見等の主観的要素の入る余地の比較的少ない客観的事実を主な内容とするものであることが認められる。

本市職員がその専門的見地から観察し、記録した所見という余地はあるが、適切な表現を用いて記載されている限りにおいて、これらの客観的事実自体を開示することにより、直ちに実施機関の主張するような支障が生じるとは認め難い。

よって、別表中 2 ないし 10、13 ないし 15 に掲げる本市職員が認識した客観的事実を記載した部分については、条例第 19 条第 6 号に該当しない。

- (4) 次に、前記 2 (2)④に掲げる「関係機関から収集した情報を記載した部分（ただし、開示請求者本人が知っていることが明らかである部分を除く。）」について、上記 (2) 後段に掲げる支障を検討する。

これらは、異議申立人に対する支援事務を適正かつ円滑に行うために、本市機関以外の関係機関から収集した情報を記載した部分であることが認められる。

先にも述べたように、知的障害者に対する支援活動は、関係機関と密接に連携、協力しつつ進められるものであり、本件においても、更正、授産施設等の援護施設への入所支援及び就労支援等を行っていたことが認められ、当該施設等から、異議申立人の各施設における生活状況等に関する事実とともに多くの意見、助言を得ながら支援を行っていることがうかがえる。

これら、実施機関からの協力依頼に基づき収集した情報を開示することは、実施機関と当該関係機関との信頼関係又は協力関係を損ない、本件のみならず、今後も反復継続される他の指導援助活動の円滑な遂行に支障を生じるおそれがある。

なお、異議申立人は、上記情報の開示に関して一部の関係機関に問い合わせたところ、非開示とする必要はないとの回答を得たので、実施機関の主張する支障は杞憂に過ぎないと主張するが、これらの情報は、いわゆる事実も含めて、今後の指導方針及び実施機関の採るべき措置等を策定する上で、必要不可欠な情報であり、仮に開示が前提となれば、関係機関において、ケース対象者又は

家族からの苦情等をおそれ、実施機関に対し必要な情報提供を控えるなどした結果、正確な事実の把握が困難になり反復継続する今後の支援事務の適正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれが否定できない。

したがって、異議申立人の主張は採用できない。

よって、関係機関から収集した情報を記載した部分は、条例第 19 条第 6 号に該当すると認められる。

6 その他

異議申立人は、「評価、判定及び所見に該当する部分」や「個人である第三者に関する部分」の一部が開示されていることを理由に、本件決定は整合性を欠く旨主張しているが、実施機関は開示請求者本人が知っていることが明らかである部分については、旧条例第 17 条各号に該当せず開示する旨明示しており、現に開示したものである。

この点について、異議申立人自身が、障害等級の変更に関わり社会保険庁から交付された文書に、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 28 年法律第 208 号）第 11 条に基づき主管課より提供された本件ケース記録票の記載内容が引用されていたことから、当該ケース記録票の一部を了知するに至ったと認めており、実施機関は、上記の経過により異議申立人が了知した部分も含めて開示請求者本人が知っていることが明らかである部分について開示したものであるから、本件決定が整合性を欠くとの異議申立人の主張は採用できない。

なお、異議申立人は、実施機関において、本件ケース記録票の社会保険庁への提供の経過が記録されていなかったことから、当該保有個人情報の取扱いに関し不信を持った旨重ねて申し述べている。これは、本審議会の判断を左右するものではないが、当該提供は、上記のように、条例第 10 条第 1 項第 1 号に規定する「法令等に定めがあるとき」に該当するものの、本条に基づく保有個人情報の提供を行った場合には、提供先、利用目的等必要な事項を記録しておくべきであったと認められ、実施機関においては、今後、かかる不信を招くことのないよう、保有個人情報の提供に際しては、必要事項の記録を含め厳正な取扱いに留意すべきである。

7 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

別 表

番号	該当箇所			概 要
	掲載頁	項目	箇所	
1	6頁	記事欄	4行目 12 文字目から 15 文字目まで	面談した関係者の性別
2	6頁		7行目 4 文字目から 22 文字目まで	本市職員が認識した客観的事実を記載した部分
3	8頁		12 行目 1 文字目から 22 文字目まで	
4	9頁		20 行目 6 文字目から 22 行目 4 文字目まで	
5	9頁及び10 頁		25 行目 12 文字目から 26 文字目まで	
			1 行目 1 文字目から 2 行目 13 文字目まで	
6	11 頁		2 行目 7 文字目から 3 行目 25 文字目まで	
7	14 頁		1 行目 19 文字目から 3 行目 15 文字目まで	
8	17 頁		24 行目 4 文字目から 24 文字目まで	
9	29 頁		6 行目 1 文字目から 7 行目 20 文字目まで	
10	30 頁		16 行目 11 文字目から 22 文字目まで	
11	33 頁		12 行目 1 文字目から 13 行目 16 文字目まで	当面の措置についての覚書に当たる部分
12	33 頁		15 行目 1 文字目から 16 行目 14 文字目まで	
13	37 頁		7 行目 19 文字目から 8 行目 12 文字目まで	本市職員が認識した客観的事実を記載した部分
14	47 頁		19 行目 1 文字目から 14 文字目まで	
15	48 頁		19 行目 1 文字目から 14 文字目まで	

- ・ 記載がない行についても、1 行と数えるものとする。
- ・ 1 行に記載された文字を左詰にして数え、句読点は、それぞれ 1 文字と数えるものとする。